

令和5年 11月 14日

## 質 問 回 答

三木市中央公民館等複合施設基本計画策定及び事業者選定発注支援業務プロポーザルに関し提出された質問に対し、次のとおり回答します。

No.	資料名／該当頁	質問内容	回 答
1	実施要領P 1 2 事業規模	「契約は両業務一括で行うものとし、個別で契約書は作成しない・・・」とありますが、委託費は、令和5年度末、令和6年度末、令和7年度末に分けてお支払いいただくことは可能でしょうか。	実績に応じて令和6年度に基本計画策定業務分を、令和7年度に事業者選定発注支援業務分をお支払いする予定です。 なお、令和5年度分はお支払いする予定はありません。
2	実施要領P 1～2 4 参加資格	共同企業体（JV）による参加は可能でしょうか？	参加は可能です。 ただし、参加表明書提出時に「共同企業体結成届（様式任意）」を添付してください。
3	実施要領P 1～2 4 参加資格	参加資格を全て満たす者同士による共同企業体（JV）としての応募は可能でしょうか。	
4	実施要領P 2 5 スケジュール	各期日に締め切り時間の記載がありませんが、17:00との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	実施要領P 4 8 参加申込の提出書類	質問書（様式第4号）1部の提出が求められていますが、今回の「7. 質問の受付及び回答方法」に基づく提出とは別に、質問の機会があるとの理解でよろしいでしょうか。 ・その場合は、回答方法等をご教示ください。	参加申込時に質問書の提出は不要とします。したがって、別途質問の機会があるわけではありません。

6	実施要領 P 6 11 (2) ウ 企画提案書	「企画提案書は 20 ページ以内」とありますが、「12 審査及び選定 (3) 審査項目」に応じて、下記の合計 10 枚以内で問題ないでしょうか。 ・区分 A : A4× 3 枚以内 (ただし、「2. 業務体制 (2) プレゼンテーション能力」および「4. 見積書」は除く) ・区分 B : A4× 4 枚以内 ・区分 C : A4× 3 枚以内	合計 20 ページ以内であれば、審査項目ごとにページ枚数の指定はありません。
7	実施要領 P 6 11 企画提案書・見積書の提出 (2) 企画提案書 ウ 企画提案書 (任意様式)	企画提案書内には応募者の企業名がわからないよう工夫する必要があるでしょうか。	必要ありません。
8	実施要領 P 6 11 企画提案書・見積書の提出 (2) 企画提案書 ウ 企画提案書 (任意様式)	「文字サイズ 12 ポイントを基本とし・・・」とありますが、本文以外の図表や注釈等は 12 ポイント以下でもよいでしょうか。	本文外の部分については 12 ポイント以下でもかまいません。
9	実施要領 P 6 11 企画提案書・見積書の提出 (2) 企画提案書 ウ 企画提案書 (任意様式)	企画提案書への記載項目は、応募者が任意で設定するとの理解で良いでしょうか。	任意で設定されることは差し支えありませんが、審査項目に沿った順序で記載されることを推奨します。

10	実施要領 P 6 11 (3) 提出部数	提出部数が 10 部と記載がありますが、見積書 (様式第 10 号) は、原本 1 部のみの提出でよろしいでしょうか。	見積書は原本 1 部の提出で問題ありません。
11	実施要領 P 7 12 (1) 選定方法 イ	プロポーザル審査委員会を構成する市職員の人数、各委員の所属および役職をご教示ください。	審査委員は委員長を含め 7 名で、うち市職員は 6 名、市職員以外は 1 名です。各委員の所属、役職等についてはお答えできません。
12	実施要領 P 7 12 (2) ア実施日	プレゼンテーションの実施日時等の通知は、いつ頃、どのような方法で通知いただけますでしょうか。	現在のところプレゼンテーションの日程は、令和 6 年 1 月 24 日 (水) を予定していますが、正式には 12 月 1 日発送予定の「参加者資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書」にて通知します。
13	実施要領 P 7 12 (2) イ 審査方法等	プレゼンテーション等を行う部屋のレイアウト (審査員配置、提案者配置、スクリーン位置・サイズなどがわかるもの) をご教示ください。	12 月 1 日発送予定の「参加者資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書」の添付書類にて可能な範囲でお知らせします。
14	実施要領 P 7 12 審査及び選定 (2) 提案書類 (企画提案書等) 及びプレゼンテーション審査 ウ	プレゼンテーション資料の表現形式を変更する場合は、プレゼンテーションの事前に提出する必要があるでしょうか。 その場合はプレゼンテーション前日までに提出すればよろしいでしょうか。	提案書類の内容の変更は不可ですが、表現形式の変更 (例: 縦書き→横書きなど) は可とします。 なお、その場合、事前に資料を提出する必要はありません。

15	実施要領 P 8 12 (3) 審査項目	「区分 A 1. 本業務の実績」に関する企画提案書内で自治体名や業務名称について、参加企業の特定防止のため、原本 1 部のみ自治体名・業務名称を記載し、その他 9 部はイニシャル等にするという理解でよろしいでしょうか。	当市では、プレゼンテーション時に参加企業名の特定防止対策は特に行っていませんので、提案資料の実績欄については、10 部とも自治体名及び業務名称等を記載してください。
16	実施要領 P 8 12 (3) 審査項目	「区分 A 1. 本事業の実績 (1)」の「PPP/PFI 手法による実績」とは、DB (設計施工一括発注) 方式を採用した公共施設整備事業でも問題ないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	実施要領 P 8 12 (3) 審査項目	「区分 A 1. 本事業の実績 (1)」で評価対象となる実績について、下記のような制限はありますでしょうか。 ・建物用途 (例：平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二) による建築物の類型三、四または六から十二のいずれかに該当するもの) ・建物規模 (例：延べ面積 4,600 m <sup>2</sup> 以上) 等	制限はありません。
18	実施要領 P 8 12 (3) 審査項目	「区分 A 1. 本事業の実績 (1)」について、様式第 5 号 業務実績調書では基本計画策定支援業務、事業者選定発注支援業務を記載していることから、企画提案書においてもこれらの業務の実績を記載するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	実施要領 P 8 12 (3) 審査項目	「区分 A 1. 本事業の実績 (2)」のうち、「複合施設における民間収益施設」とは、ホテル、コンベンションホール、ギャラリー、カフェ、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等を指しているという理解でよろしいでしょうか。	左記の施設など民間収益施設の検討実績があれば記載してください。

20	実施要領 P 8 12 (3) 審査項目	各審査項目はどの様式に記載の提案内容を審査されるのか、その突合関係をご教示ください。	審査項目の「区分 A 1. 本業務の実績」は様式第 5 号と、「区分 A 2. 業務体制（組織・担当者）(1) 本業務委託の実施体制」は様式第 6 号と突合するほかは、提案書に記載された内容で審査します。
21	実施要領 P 11 13 その他 (7)	企画提案書は公開するとありますが、応募者のノウハウ、知的財産等にかかる事項は黒塗りするなど、秘匿いただくことは可能でしょうか。	可能です。 秘匿内容については、受託者と別途協議させていただきます。
22	様式第 5 号 業務実績調書	「平成 25 年 4 月 1 日以降に地方自治体と契約した同種業務の実績の全てを記入してください」とありますが、件数が多いため 3 件を上限として記載することによろしいでしょうか。	特に上限は設けていませんので、件数が多く記載することが困難と判断された場合は、応募者の判断にお任せしますが、記載された内容のみで審査を行います。
23	様式第 5 号 業務実績調書 実施要領 P 8 【記載上の注意】 1 ポツ目	「同種業務」の具体的な定義をご教示ください。 同様式の【記載上の注意】5 ポツ目には「基本計画策定業務」及び「事業者選定発注支援業務」を別にまとめて記載・・・とある一方、実施要領の P. 8、12 審査及び選定（審査項目 1. 本業務の実績）には、「内容：（官民連携による公共施設の複合施設整備に関する検討実績／評価基準：官民連携の事業手法などを検討した実績）」とあります。	「PPP/PFI 手法による公共施設（複合施設）の基本計画策定業務又は事業者選定発注支援業務」とご理解ください。 なお、様式第 5 号に記載された両業務の実績内容について、審査項目の「区分 A 1. 本業務の実績」に記載している内容、評価基準に合致しているか審査しますので、企画提案書にも同内容を記載してください。

24	様式第5号 業務実績調書	「同種業務」とは「PPP/PFI 手法による公共施設（複合施設）の基本計画策定業務又は事業者選定発注支援業務」という理解でよろしいでしょうか。	「PPP/PFI 手法による公共施設（複合施設）の基本計画策定業務又は事業者選定発注支援業務」とご理解ください。
25	様式第5号 業務実績調書 【記載上の注意】 4ポツ目	「契約書及び業務完了届の写しを添付してください」とありますが、業務完了届の提出を求められなかった案件については、①クライアントからの完了通知書、合格書の写し、あるいは②テクリス登録がある場合は、その写し、①②がない場合は、③通帳等、受託金額の入出金が分かる資料の写しに代えさせていただくことは可能でしょうか。	可能です。
26	様式第6号 業務実施体制表 【記載上の注意】 2ポツ目	「2人目以降の資格要件及び実績は問いません」とありますが、業務実施体制表自体の項目に資格要件及び実績を記載する欄がありませんが、どのように解釈すればよろしいでしょうか。	業務実施体制表には資格要件、実績の記載は不要です。
27	様式第6号 業務実施体制表	「担当技術者が複数人の場合は、2人目以降の資格要件及び実績は問いません。」とありますが、管理技術者、照査技術者及び1人目の担当技術者の資格要件及び実績はどの様式に記載すればよろしいでしょうか。また、求められる資格要件とはどのようなものでしょうか。	
28	様式第7号 様式第8号	7号及び8号の様式がホームページ上にありませんが、欠番扱いでよいでしょうか。	様式第7号及び第8号は、市から応募者に通知するものであるため、ホームページ上に掲載していません。

29	仕様書P 2 5. 業務内容 (1) ① オ 市民、関係者(団体) との意見交換会等 の開催、意見集約	市民、関係者(団体)との意見交換会等に係る開催方法及び対象者の想定があれば、ご教示ください。	開催方法は説明会を想定していますが、応募者からの提案を期待しています。また、対象者は現施設の利用団体のほか、主に周辺地区住民を想定しています。
30	仕様書P 4 5. 業務内容 (2) ① イ ヒアリングの実施	ヒアリング実施にあたっての関係各課及び三木商工会議所への連絡及び日程調整については、三木市生涯学習課様にご担当いただけるとの理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	仕様書P 5 5. 業務内容 (2) ③ エ 競争的対話	この対話とは、対面による意見聴取との理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。